

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月27日

埼玉県知事 殿

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社

代表取締役 松田 芳明

電話番号 03-5381-0001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	松田産業株式会社 武蔵工場
事業場の所在地	埼玉県入間市狭山ヶ原189-1
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	非鉄金属製造業 産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業
②事業の規模	製造品出荷額等 20億
③従業員数	71人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【役割】

- ※1 方針の策定
- ※2 処理計画が適切に維持されることを確実にする
経営者に報告
- ※3 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、
計画運用管理を行う上で必要な事項を審議
- ※4 処理計画作成、廃棄物管理状況把握と改善策の検討
処理・再生利用業者選定、管理及び委託契約締結
特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理及び実績把握
社員などへの教育・啓蒙

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	排 出 量	370 t	70 t	568 t	265 t
(これまでに実施した取組) ・薬剤の使用を過剰にせず、必要最小限としている。 ・分別保管することで、一部廃液を有償売却している。					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	排 出 量	375 t	314 t	560 t	240 t
(今後実施する予定の取組) ・上記取組を継続的に実施する。 ・廃液排出量の少ない製造プロセスの検討を継続する。					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・発生した特別管理産業廃棄物は、決められた保管タンクに保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記内容を継続実施する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	248 t	0 t	11 t	3 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃液処理及び有用物回収における処理方法を改善し、含有物質除去及び有用物回収の凝集資材としての有効利用。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	256 t	0.2 t	11 t	3 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 強アルカリ強酸については、引き続き含有物質除去及び有用物回収の凝集資材として有効利用する。 ・ 可能な限り自ら中間処理を行い、有用物質の回収に努める。 ・ 再利用等に関する技術は確立されていないものも多いが、情報収集にて有効利用に努める。				
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	529 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・ 中間処理施設は日常点検及び定期点検を実施し、維持管理に十分注意し適正処理を実施した。					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	12 t	529 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き、中間処理施設は日常点検及び定期点検を実施し、維持管理に十分注意し適正処理を実施する。 ・ 処理技術情報の収集にて自ら行う中間処理量の拡大に努める。					

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分は行っていない。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分する予定はない。				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	全処理委託量	122 t	70 t	28 t	261 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	122 t	70 t	28 t	261 t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・委託処理の状況確認。 ・委託処理後、有償化・優良認定・再資源化になる処理業者を優先して選定 を行い委託契約の締結実施。				

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強アルカリ (As含有)	廃アルカリ (CN含有)	強酸
	全処理委託量	119 t	304 t	20 t	240 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	119 t	304 t	20 t	240 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>次の事項を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら行う再生利用及び自ら行う中間処理量の拡大に努めることで処理委託量を削減する。 ・委託処理状況を確認する。 ・委託処理後、有償化・優良認定・再資源化になる処理業者の情報を収集し、優先して検討し、委託契約を締結していく。 					
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		1273 165 t		
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、インターネット・電機回線の故障（自然現象によるものを含む）・長期間の停電などによって、インターネット回線を使用することができないときは、紙マニフェストの備考・通信欄に、「(理由)により、やむを得ず紙マニフェストを交付する」旨を記載し交付する。</p> <p>それ以外は、継続して電子マニフェストを使用する。</p>				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。